

- 資料 1 の整理案（①対象となる公金の範囲の詳細 及び ②「共通納税機関コード」「納付情報ファイル」「入金口座」の設定数）について、本実務検討会の構成員からの意見及びその回答は以下のとおり。

項目	意見	回答
②	上下水道事業を行っていない団体においても3つまで設定可能なのか、あるいは「上限2つまで」になるのか。	上下水道事業を行っていない団体においても上限3つまで設定することが可能です。
②	<p>地方団体に2つ目、3つ目の共通納税機関コードを割り振る付番ルールについて、</p> <p>(1) 2つ目、3つ目の共通納税機関コードは、地方公共団体コードと重複しないコードを割り振るのか。</p> <p>(2) すでに複数のMPN収納機関番号を取得している団体において、追加取得している番号を共通納税機関コードとしても使用できるように配慮いただきたい。</p> <p>(3) 地方公共団体コードをもとにする共通納税機関コードおよびMPN収納機関番号の間で混乱が生じないよう、当機構が発行済みのMPN収納機関番号を2つ目、3つ目の共通納税機関コードとして割り振ることのないよう配慮いただきたい。</p>	<p>(1) ご認識のとおりです。</p> <p>(2) すでに複数のMPN収納機関番号を取得している団体において、追加取得している番号を共通納税機関コードとしても使用できるようにする方向で検討を進めてまいります。</p> <p>(3) MPN機構において発行済みのMPN収納機関番号を2つ目、3つ目の共通納税機関コードとして割り振ることのないようにする方向で検討を進めてまいります。</p>
②	共通納税機関コードを複数設定する場合、各地方団体の設定数及び内容の把握方法を明示していただきたい。	ご意見を踏まえ、対応について検討してまいります。
②	<p>消込情報の分割及び取込について、想定されるパターンとして以下3方式が考えられるが、eLTAXのシステム上の制約で①が採用できないのであれば、基幹システムベンダーの観点としては、②を検討いただきたい。</p> <p>②または③については、対応費用を予算上考慮する必要があることを、地方公共団体に明示していただきたい。</p> <p>【想定されるパターン】</p> <p>①「消込情報の分割」をeLTAX側で予め実施しておく （＝地方公共団体の要請に応じて分割して納付情報ファイルを提供する）</p> <p>②「消込情報の分割」の方式を統一し、地方公共団体に示す</p> <p>③地方公共団体で個々に方式を検討する（地方公共団体は、その方式について、各基幹システムベンダーへ見積提示を依頼）</p>	ご意見を踏まえ、対応について検討してまいります。